

International tax alert

インターナショナル タックス アラート

新日蘭租税条約

Contents

1. 投資所得、譲渡収益に対する税率
2. 租税回避行為の防止規定の導入
 - (1) 特典制限条項
(Limitation on Benefits: LOB)
 - (2) 導管取引防止規定
 - (3) ハイブリッド・エンティティに関する規定
3. 投資への影響
 - (1) 海外展開する日系多国籍企業
 - (2) 外資系企業
 - (3) プライベートエクイティや不動産投資
ファンド
 - (4) まとめ
4. 相互協議に係る仲裁規定

2010年8月25日に、日本国政府とオランダ王国政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約」(以下、「新条約」)の署名が行われました。

新条約は、投資先の国における投資所得(配当、利子及び使用料)に対する源泉税率を軽減又は免除するとともに、特典制限条項(LOB)や導管取引防止規定など租税回避行為の防止のための規定を設けています。また、匿名組合契約に係る所得に対して日本で源泉課税できる旨が議定書に明記されています。

なお、新条約には日本では初めて税務当局間の相互協議に係る仲裁規定が導入され、2010年9月1日に「オランダの税務当局との仲裁手続に係る実施取決めにについて」が公表されました。

オランダ財務省の発表によると、新条約の批准手続きは2011年中に完了することを見込んでいるとのこと。日本における今後の手続き(国会承認、公文の交換、発効・公布)が2011年中に完了すれば、2012年1月1日より新条約が適用されることとなります。なお、新条約によるよりも、現行の条約による方が有利な特典を受けられる場合は、納税者の選択により、新条約の適用日から12カ月間は、現行条約を適用することも可能です。

本号では、新条約の概要を説明するとともに、新条約の適用によるオランダを介した投資への影響についての具体的な事例検討及び仲裁手続について解説いたします。

(注) 本号では、オランダとの現行の租税条約を「現行条約」とし、新しい租税条約を「新条約」と省略しています。

1. 投資所得、譲渡収益に対する税率

新条約は、二国間の投資の促進のために、投資所得(配当・利子・使用料)に対する源泉税率を以下のように軽減又は免除するとともに、租税回避行為防止規定を設けています。また、新条約においては、不動産関連株式や破綻金融機関の株式の譲渡収益について、源泉地国で課税されることになりました。

(図表1) 投資所得、譲渡収益に対する税率と租税回避行為防止規定の導入

	現行条約		新条約			
	受益者/所得の内容	税率	受益者/所得の内容	税率	特典制限 条項	導管取引 防止規定
配当	利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ6カ月の期間を通じて、その配当支払法人の議決権付株式の25%以上を所有する法人	5%	配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする6カ月の期間を通じ、配当支払法人の議決権付株式の50%以上を直接又は間接に所有する法人	0%	有	有
			一定の年金基金	0%	有	
	上記以外	15%	配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする6カ月の期間を通じ、配当支払法人の議決権付株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人	5%	無	
			上記以外及び日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人(特定目的会社や投資法人等)によって支払われる配当を受領する場合(一定の年金基金が受領する場合を除く)	10%	無	
利子	政府機関等	0%	(a) 締約国の政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行、政府が所有する機関	0%	有	有
	上記以外	10%	(b) 締約国の居住者であって、当該利子が(a)によって保証された債権、保険の引受けが行われた債権又は間接融資に係る債権に関して支払われる場合			
			(c) (i) 銀行、保険会社、証券会社 (ii) (i)以外の企業で、一定の要件(資産負債テスト)を満たす者に対する信用に係る債権から成る利子を受け取る企業			
			(d) 年金基金(年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得された利子を受け取るものでない場合) (e) 締約国の居住者であって、当該利子が信用供与による設備、物品の販売又は役務の提供の結果として生ずる債権に関して支払われる利子を受け取る場合			
			上記以外	10%	無	
使用料	全て	10%	全て	0%	有	有
譲渡収益 (株式)	全て	0%	不動産関連株式 (資産価値の50%以上が他方の締約国内に存在する不動産又は不動産関連株式で構成される法人の株式(不動産関連株式が上場している場合には5%超保有する場合に限る))	30% (日本での法人税率)	有	無
			破綻金融機関株式 (金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する法令に従って、締約国が金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合のその金融機関の株式)	30% (日本での法人税率)		
			上記以外	0%		

2. 租税回避行為の防止規定の導入

(1) 特典制限条項(Limitation on Benefits: LOB)

新条約では、第21条において特典制限条項が設けられ、日本又はオランダの源泉地国での課税が免除される場合に適用されます。特典制限条項により、第10条第3項(配当の源泉地国免税)、第11条第3項(利子の源泉地国免税)、第12条(使用料の源泉地国免税)、第13条(譲渡収益の源泉地国免税)、第20条(その他の所得)の特典を受けることができる者は、原則として適格者(個人、適格政府機関、上場会社やその子会社、年金基金等)に限定されています。

また、適格者に該当しない場合においても、派生的受益基準、能動的事業活動基準、多国籍企業本社基準のいずれかを満たす者や、これらの基準により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときであっても権限のある税務当局の認定を受ける者は特典を受けることができるとされています。なお、税務当局の認定に関し、条約相手国の居住者に対して特典を与えないこととする場合には、特典を与えないと判断する税務当局は事前に相手国の税務当局に対して通知することとされています。

(2) 導管取引防止規定

新条約では、導管取引防止規定が設けられ、投資所得又はその他の所得に適用されます。導管取引防止規定により、第10条(配当)、第11条(利子)、第12条(使用料)、第20条(その他の所得)において認められる特典は、これらの所得の受領者が、支払いを受けた所得と同種の所得を第三国居住者に対して支払うこととされているなど、その取引が導管取引と認められる場合には、その受領者はこれらの所得の受益者には該当せず、条約の恩典を受けることができないものとされています。

(3) ハイブリッド・エンティティに関する規定

新条約では、日本とオランダで課税上の取扱いが異なる事業体を通じて取得された所得の取扱いが規定されており、所得の受益者の居住地国法令における事業体の課税上の取扱いに従って、特典の恩典が受けられるかどうかを判定することになります。

3. 投資への影響

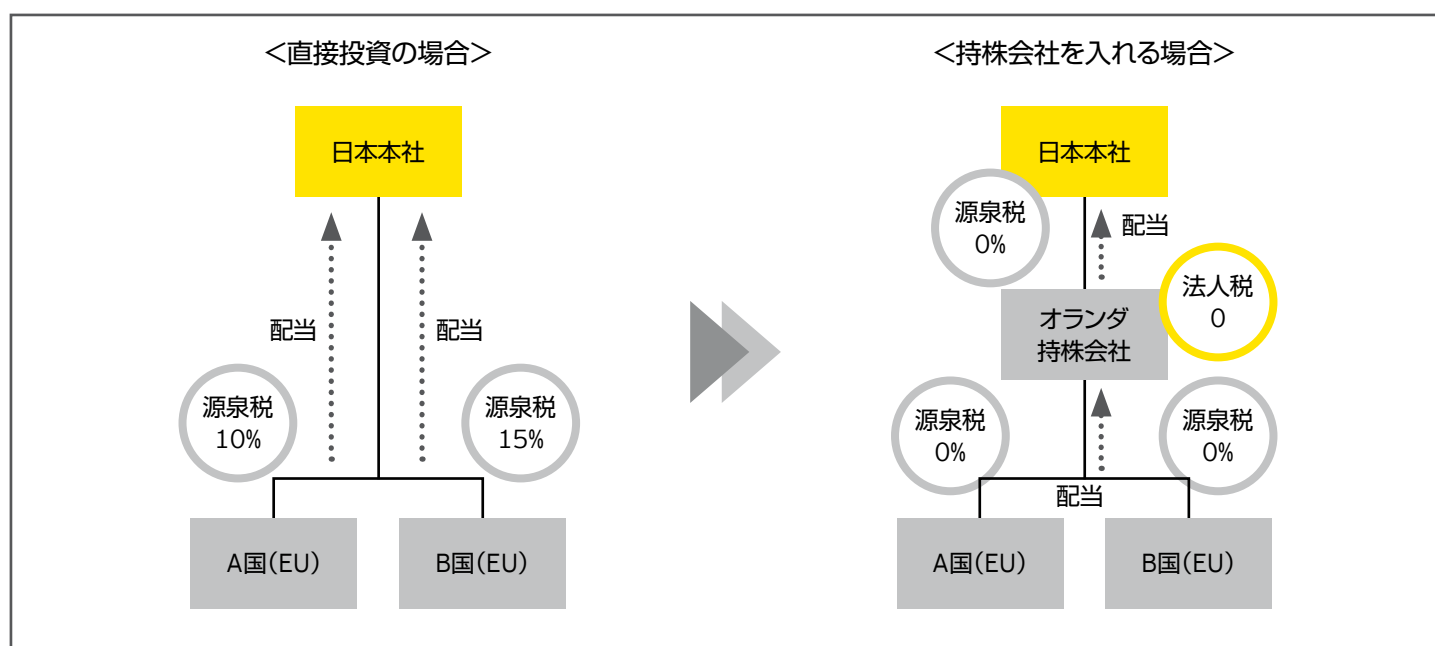
(1) 海外展開する日系多国籍企業

現行条約では、オランダ子会社からの配当に対し、源泉所得税として5%がオランダで課税されていましたが、新条約では日本親会社がオランダ子会社の議決権のある株式を50%以上、その配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする6カ月の期間保有することで、オランダで免税となります。

日本で2009年4月に導入された外国子会社配当益金算入制度¹により、配当に対する源泉所得税は、日本で税額控除が認められないため、連結実効税率を押し上げる要因となっていました。新条約の適用により源泉所得税分の税金コストを減少させることができます。

ヨーロッパの国々では、ドイツを含め日本への配当に対し源泉所得税を課す国も未だに多いため、例えば、オランダに地域持株会社を設置(図表2)し、新条約を適用することで、源泉所得税をゼロにすることも可能になると考えられます。

(図表2) オランダ地域持株会社の利用による配当源泉税の削減



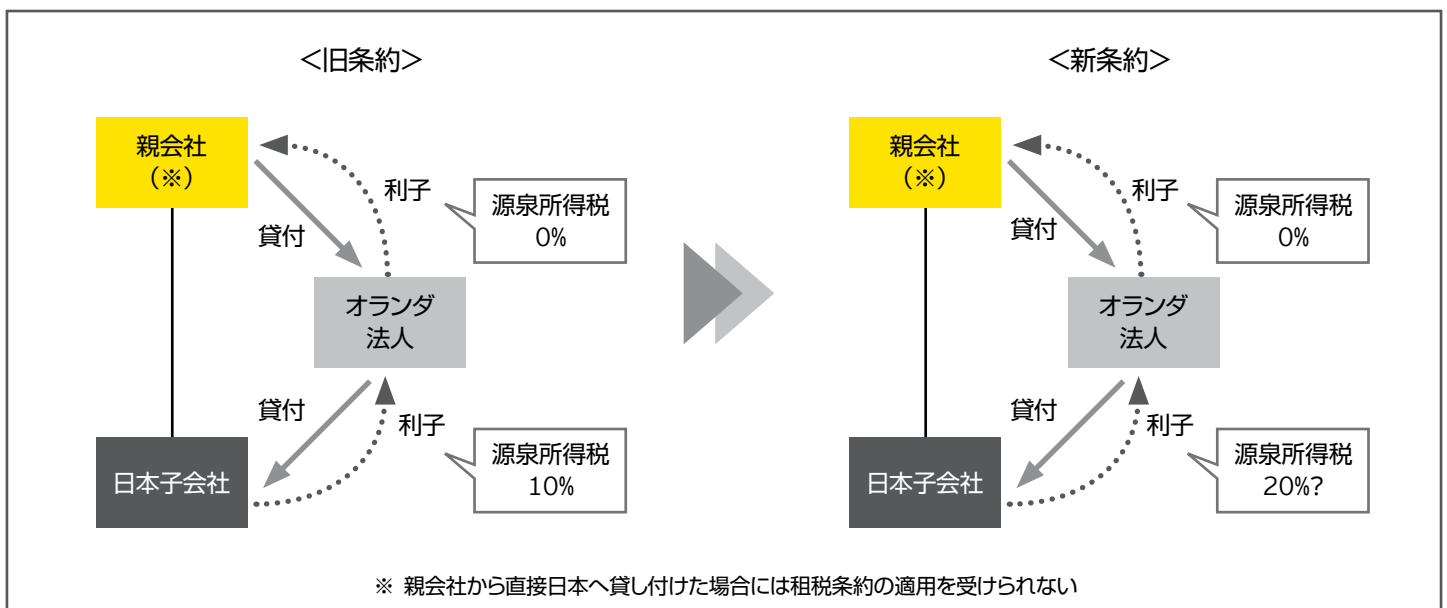
¹ 外国子会社配当益金不算入制度の適用対象となる「外国子会社」とは、内国法人が発行済株式あるいは議決権の25%以上を配当の支払義務が確定する日以前6月以上継続して直接有する外国法人をいいます。なお、外国子会社の所在地国との間で二重課税の排除に関する租税条約により間接外国税額控除の出資比率要件として25%未満の持株割合が定められている場合には、本制度の対象となる外国子会社の判定は、その割合により行われます。新条約においては、オランダ子会社に対する出資比率要件は25%に代えて10%(議決権あるいは発行済株式のいずれか)に緩和されています(新条約22②)。

(2) 外資系企業

アメリカやイギリスに本社がある外資系企業の場合には、オランダを経由して日本企業に対して出資、貸付又はライセンス供与をするケースが見受けられます。現行条約では、オランダ法人が税務上の居住者であれば、オランダ法人が日本から稼得する所得について原則として条約の特典が与えられていました。新条約では、オランダ法人が日本から稼得する所得について日本での課税がゼロとなるようなケース(図表1の適用税率が0%となるケース)では、前述の「特典制限条項」により、オランダ法人は条約の特典を受ける権利を有する「適格者」(例えば、オランダ法人がオランダで上場している場合や、オランダで実際に製造等を行っている)に該当する必要があるため、単純な持株会社等の場合には条約の恩典が認められないことになりました。

ただし、前述の通り、新条約の特典制限条項にはいくつかの例外規定があり、「適格者」に該当しない場合であっても、例えば、オランダ持株会社の究極の親会社が「同等受益者」に該当するような場合(すなわち、究極の親会社であるアメリカ法人がアメリカで上場している等)には、特典制限条項(派生的受益基準)を満たせる可能性があります。この場合、オランダが単純な持株会社等であっても、日本から受ける配当に対し新条約で定める源泉税率の適用を受けられる可能性があります。一方、例えばオランダから日本へ貸付等を行っているケースで、日本からオランダへ支払われる利子とほぼ同額の利子がオランダから第三国へ支払われることで、実質的にオランダで課税が生じていないようなケース(図表3)では、前述の「導管取引防止規定」により新条約の特典が認められないため注意が必要です。

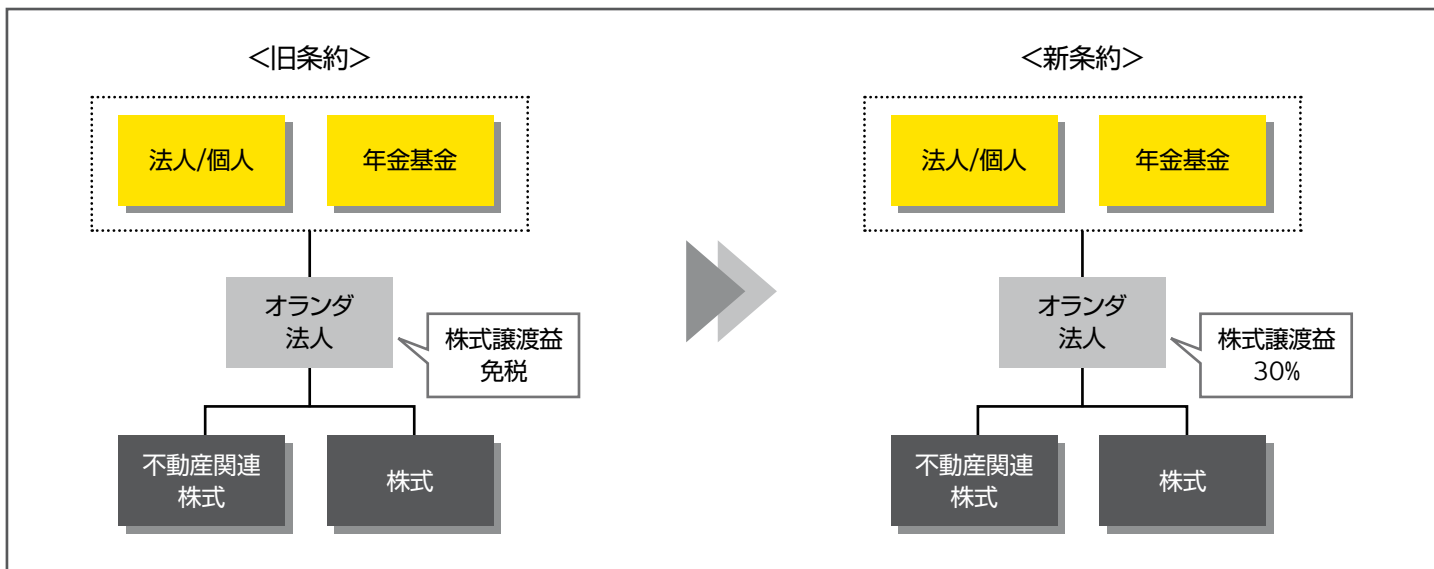
(図表3) 新条約における導管取引防止規定の影響



(3) プライベートエクイティや不動産投資ファンド

プライベートエクイティや不動産投資の場合も、オランダを経由して日本に投資するケース(図表4)があります。外資系企業と異なる点は、こうしたプライベートエクイティや不動産投資については、その投資家が多数にのぼり、究極の親会社が存在しないため、多くのケースでは派生的受益基準を含めた特典制限条項を満たせず、一般的に日本での課税が増加すると考えられる点です。

(図表4) 新条約におけるプライベートエクイティや不動産投資ファンドへの影響



(4) まとめ

新条約により投資所得に対する課税が軽減又は免除されたことから、海外展開する日系多国籍企業にとっては、連結実効税率の低下につながる可能性があります。また、外資系企業にとっては新条約の恩典を受けられる可能性がある一方で、新条約における租税回避行為防止規定の導入により、一定の取引については現行条約で受けている条約の恩典を失う可能性もあります。プライベートエクイティや不動産投資ファンドについては、特に株式譲渡益等について現行条約で受けている条約の恩典を失う可能性があり、原則的に課税強化になるとも考えられます。そのため、現状オランダを介した投資を行っている場合は、新条約の効力発生(適用)前に、オランダを介した資本関係や資金の流れを確認し、必要に応じてその投資方法の変更を検討することが重要であると考えられます。

4. 相互協議に係る仲裁規定

新条約では、第24条第5項に日本では初めて税務当局間の相互協議に係る仲裁規定が導入されました。

仲裁とは、相互協議の代替手段ではなく、相互協議の補助手段として相互協議の枠内で仲裁が義務付けられています。

仲裁手続は、相互協議事案が協議の開始から2年を経過しても当局間の解決に至らない場合に、納税者の要請により実施される手続であり、仲裁の要請から2年以内に仲裁決定がなされるように手続きが定められています。また、仲裁決定は、独立した3名の仲裁人により構成される仲裁委員会によりなされて、納税者がそれを受け入れない場合を除き、両国を拘束することになります。

なお、納税者が裁判所又は行政審判所において仲裁事項に関する決定がすでになされている場合には仲裁要請は認められません。

この仲裁規定の導入により、当局間の相互協議を通じた事案の解決が促進されることとなり、二重課税回避の確実性が高まることが期待されています。

(参考資料)

- ▶ 財務省 「オランダ王国との新租税条約が署名されました」(2010.8.25)
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy220825ne.htm>
- ▶ 国税庁 「オランダの税務当局との仲裁手続に係る実施取決めについて」
(2010.9.1)
<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/kokusai-sonota/1009/01.htm>

このアラートに関する追加情報等につきましては、下記までご連絡ください:

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

関谷 浩一	パートナー	+81 3 3506 2447	koichi.sekiya@jp.ey.com
金谷 雅子	パートナー	+81 3 3506 2430	masako.kanaya@jp.ey.com
富田 千寿子	パートナー	+81 3 3506 2111	chizuko.tomita@jp.ey.com
西田 宏之	シニアマネージャー	+81 3 3506 2026	hiroyuki.nishida@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリーサービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万4千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバルネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20100903-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。